

賛助会員規約

(目的)

第1条 この規約は、本組合が定款第59条の規定により設置する賛助会員制度の運営等について必要な事項を定め、もって勤務医の本組合に対する協力と理解を高めることにより、本組合の事業活動の推進に資することを目的とする。

(資格)

第2条 賛助会員の資格を有する者は、本組合の趣旨に賛同し、本組合の事業の円滑な実施に協力しようとする者であって、次の各号のいずれかの要件を満たす者とする。

- (1) 賛助会1号会員：宮崎県医師会に属する勤務医
- (2) 賛助会2号会員：宮崎県医師会に属さない勤務医

(賛助会員に対する事業)

第3条 本組合は、第1条の目的を達成するため、賛助会員に対し、次の事業を行う。

- (1) 本組合が作成又は発行する資料の提供
- (2) 本組合又は組合員との情報交換のための懇談会等の開催
- (3) その他第1条の目的を達成するために必要な事業

(加入)

第4条 賛助会1号会員は、原則全員自動加入とする。但し、加入しない旨の意思表示を行った者はこの限りではない。

2 賛助会2号会員は、本組合の承諾を得て加入するものとする。その場合は、理事会において決するものとする。

(脱退)

第5条 賛助会1号会員は、宮崎県医師会を脱退した時をもって賛助会2号会員へ移行するものとする。

2 賛助会2号会員が賛助会を脱退する場合は、あらかじめ本組合に届け出て脱退するものとする。

3 賛助会2号会員が住所変更届出を2年間怠った場合は、脱退の予告があったものとみなし、当該年度末をもって脱退扱いとする。

(除名)

第6条 本組合は、次の各号の一に該当する賛助会員を除名することができる。

- (1) 本組合の事業を妨げ又は妨げようとした賛助会員
- (2) 故意又は重大な過失により、本組合の信用を失わせるような行為をした賛助会員
- (3) 犯罪その他信用を失う行為をした賛助会員

(その他)

第7条 賛助会員について本規約に定めのない事項であって必要な事項は、理事会で決定する。

(附則)

1. 本規約は、平成22年9月24日より施行する。

2. 本規約の一部変更は、平成27年6月23日から施行する。改正前の規約第2条及び第4条第1項、第2項及び第3項の規定に基づき、現に入会している賛助会員に対しては、入会金1,000円を返還するものとする。